

※ 第三者保証対象指標には を付しています。

■ 主な休暇・休業制度

主な休暇・休業制度／ワーク・ライフ・バランスと次世代育成支援策

ストック休暇	付与から2年が経過し失効する年次有給休暇を、最大で50日まで積立保存。本人および配偶者の療養や、家族の看護、不妊治療、子の通う学校などが感染症流行や自然災害発生などにより休校となった場合、不慮の災害の復旧などの際に利用が可能(半日単位での取得も可能)
育児休業	最長で子が2歳到達までの間、連続した期間の休業が可能。育児休業のうち最初の5日は有給扱い。それ以降の期間は会社から給与の10%(最長2歳まで)と、トッパングループ福祉会から月額30,000円を支給。復職後子が小学校4年修了までの間、1日最大2時間の勤務短縮(変形労働時間制可)も可能。育児関連費の補助や育児関連情報の提供・相談窓口を設置
出産退職社員の再雇用	勤続3年以上で出産を理由に退職する社員を対象に、子が小学校に入学する年の5月1日までの期間、再雇用を保証
介護休業	介護家族1名につき、連続1年、通算でも1年間の休業や、1日につき2時間の勤務短縮や時差出勤などが3年間可能。その他介護休業援助金(トッパングループ福祉会から月額30,000円)の支給、介護関連情報の提供や外部相談窓口との契約
子の看護休暇	子の人数にかかわらず、年間10日の休暇取得が可能(半日単位および1時間単位の取得も可)
ボランティア休務	社会貢献活動を目的として、原則1年以内の休務が可能。期間中はボランティア休務手当を支給
時差出勤	妊娠をしている間は、通勤時の負担を軽減するため1時間、子が小学校4年修了までの間は、育児を理由として2時間、それぞれ就業時間を繰り上げるあるいは繰り下げることが可能
家族手当	子が20歳到達後の最初の4月1日まで、1名につき月額20,000円を支給(人数の上限なし)
ベビーシッター利用料の一部補助	トッパングループ福祉会にて、年間90日まで、費用の50%(日額上限5,000円)を支給
保活コンシェルジュ	育児休業からのスムーズな復職支援の一環として、保育所探しのノウハウなどを専門家から提供する
その他制度	トッパングループ健康保険組合にて、出産育児一時金の支給、育児誌の贈呈

産前産後・育児休業の取得状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
産前産後休業取得者数	105名	111名	79名	93名	105名
育児休業取得者数*	300名 (173名)	334名 (160名)	363名 (197名)	342名 (155名)	302名 (138名) <input checked="" type="checkbox"/>

※ () 内は育児休業取得者のうちの男性の人数

■ 独身寮

トッパンでは、独身寮の再整備を実施しており、ワークライフバランス向上の観点から、主要拠点への通勤時間の短縮と、安心かつ快適な住環境を整えることを目的に、「トッパンハイツ東十条」を2020年3月に竣工しました。「トッパンハイツ東十条」では、凸版印刷の最

新住居用商材を導入し、次世代型住空間において快適に日々の生活を過ごすことを可能にし、あわせて、防音効果を施したシアタールームや共用ラウンジも設置することで、入居者同士のコミュニケーションを図る環境を整えました。



外観



最新住居用商材スペース



ラウンジ